

愛知県教育委員会事務局組織規則の一部改正について

このことについて、別添案を添えて請議します。

令和 3 年 3 月 2 3 日提出

教育長 長 谷 川 洋

説 明

この案を提出するのは、高校改革室の設置等に伴い、規定を整備する必要があるからである。

愛知県教育委員会事務局組織規則の一部改正の概要

1 改正の理由

県立高等学校の特色化、魅力化を図りながら、将来的な学校配置の構想を検討するため、学習教育部高等学校教育課に「高校改革室」を設置する。

これに伴い、管理部財務施設課の所管である「県立高等学校の配置計画及び生徒の募集計画に関すること」を高校改革室の所管とする。

2 改正の内容

別紙のとおり

3 施行期日

令和3年4月1日

愛知県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年 月 日

愛知県教育委員会教育長 長谷川 洋

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

愛知県教育委員会事務局組織規則（昭和三十九年愛知県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第六条第三項に次の一号を加える。

十一 県立高等学校の配置計画及び生徒の募集計画に関すること。

第六条中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 高等学校教育課に高校改革室を置く。

5 高校改革室においては、県立高等学校の配置計画及び生徒の募集計画に関する事務を処理する。

第十四条第一項の表中

課	担当課長	事務職員	上司が命ずる事務を掌理する。	を
課	課長補佐	事務職員又は技術職員	課長を補佐し、及び上司が命ずる事務を処理する。	

室	室長	事務職員	上司の命を受け、室の事務を掌理する。	に、
課	担当課長	事務職員	上司が命ずる事務を掌理する。	
課	課長補佐	事務職員又は技術職員	課長を補佐し、及び上司が命ずる事務を処理する。	
室	室長補佐	事務職員	室長を補佐し、及び上司が命ずる事務を処理する。	

課	主査	を	課・室	主査	に改める。
---	----	---	-----	----	-------

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

愛知県教育委員会事務局組織規則の一部改正新旧対照表

新

(管理部に属する課)

第五条 1～3 略

4 財務施設課においては、次の事務をつかさどる。

一 略

二 略

三 略

四 略

五 略

六 略

七 略

八 略

九 略

5 以下 略

(学習教育部に属する課)

第六条 1及び2 略

3 高等学校教育課においては、次の事務をつかさどる。

一～十 略

十一 県立高等学校の配置計画及び生徒の募集計画に関すること。

4 高等学校教育課に高校改革室を置く。

旧

(管理部に属する課)

第五条 1～3 略

4 同上

一 略

二 略

三 略

四 略

五 略

六 略

七 略

八 略

九 略

5 以下 略

(学習教育部に属する課)

第六条 1及び2 略

3 同上

一～十 略

5| 高校改革室においては、県立高等学校の配置計画及び生徒の募集計画に関する事務を処理する。

6| 略

7| 略

8| 略

(職員の職及びその職務)

第十四条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、次の表の組織欄に掲げる本庁の組織に、それぞれ同表の職名欄に掲げる職員の職を置き、その職は、それぞれ同表の職員の種類欄に掲げる職員をもつて充て、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

組織	職名	職員の種類	職務
部 部長及び課 課長 略			
室	室長	事務職員	上司の命を受け、室の事務を掌理する。
課	担当課長	事務職員	上司が命ずる事務を掌理する。
課	課長補佐	事務職員又は技術職員	課長を補佐し、及び上司が命ずる事務を処理する。
室	室長補佐	事務職員	室長を補佐し、及び上司が命ずる事務を処理する。
課・室	主 査	略	
課 主席指導主事から課 教育企画主事まで 略			

4| 略

5| 略

6| 略

(職員の職及びその職務)

第十四条 同上

組織	職名	職員の種類	職務
同上			
課	担当課長	事務職員	上司が命ずる事務を掌理する。
課	課長補佐	事務職員又は技術職員	課長を補佐し、及び上司が命ずる事務を処理する。
課	主 査	略	
同上			

2
以下
略

課
主任以下
略

2
以下
略

同上